

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産業者の皆様へ**農林水産業災害対策資金のご案内**

◆ 資金の概要

| | |
|--------|--|
| 対象者 | 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、経営に影響が発生している農林水産業者で、その影響を融資機関において確認できた者 |
| 資金使途 | ・ 農業経営安定のための運転資金 ・ 生活維持に必要な資金 |
| 融資利率 | 0.30%（令和3年3月18日改正） * 県の利子補給承認時と貸付実行時と比較して低い方の利率を適用 |
| 保証料率 | 0.311%（静岡県農業信用基金協会） |
| 償還期限 | 5年以内（うち据置期間1年以内） |
| 融資限度額 | ・ 運転資金 個人 1,000 万円 法人 2,000 万円 ・ 生活維持資金 個人 300 万円 |
| 取扱金融機関 | 静岡県信用農業協同組合連合会、県内の農業協同組合 静岡県信用漁業協同組合連合会 |
| 償還方法 | 元本均等年賦償還 |
| 申込期間 | （令和2年5月1日）～令和4年3月31日 |

◆ 手続き（次の書類を取扱金融機関に提出してください。）

| | |
|----------------------|----------|
| 借入申込書 | 融資機関所定様式 |
| 借入調書 | 県所定様式 |
| 新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表 | 県所定様式 |

◆ 問い合わせ先

静岡県経済産業部農業ビジネス課 HP

http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-330/nougyo_top.html

農業：農業ビジネス課 054-221-2629

水産：水産振興課 054-221-2694

林業：林業振興課 054-221-2667

